

令和 6 年度第 2 回総合教育会議 次第

令和 7 年 3 月 26 日
午前 10 時 00 分から
第 3 ・ 4 委員会室

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 教育長・教育委員自己紹介
- 4 議題

『教育行政の今後の方向性』

- (1)教育委員会改革の基本的な方向性
- (2)子どもが健やかに成長できる（より大きな）環境づくりの方向性

- 5 閉会

<資料>

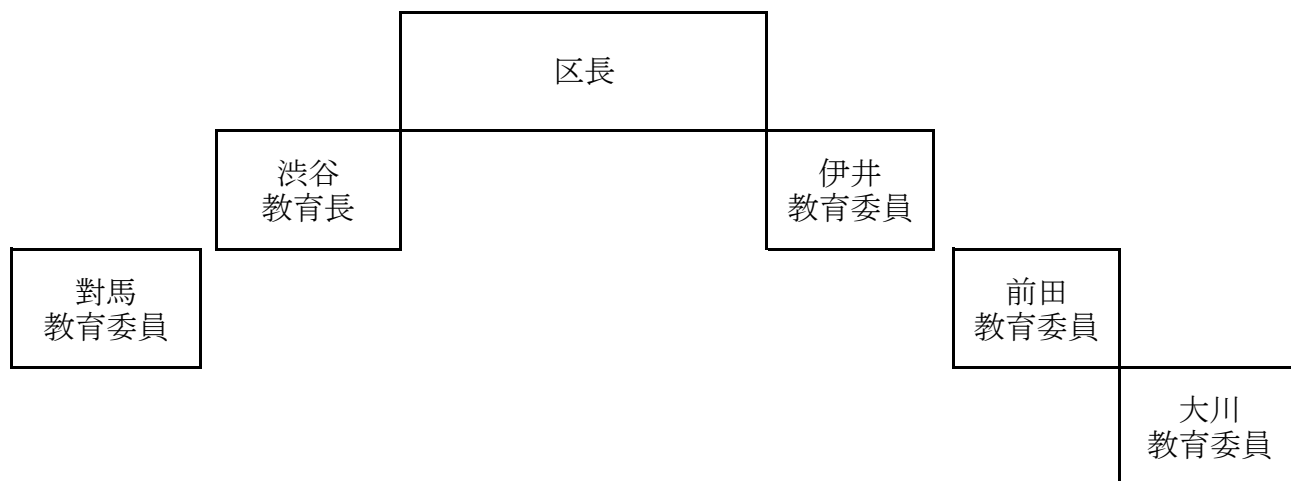
- 資料 1 委員名簿
- 資料 2 席次表
- 資料 3 説明員一覧
- 資料 4 杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び
再発防止対策検討委員会の報告による再発防止の取組
- 資料 5 杉並区立学校 いじめ対応リーフレット
- 資料 6 杉並区子どもの権利に関する条例ができました。
- 資料 7 杉並区子どもの居場所づくり基本方針 概要版

総合教育会議 委員名簿

令和7年3月26日現在

区分	職 名	氏 名
杉並区	区長	岸本 聡子
杉並区 教育委員会	教育長	渋谷 正宏
	委員	對馬 初音
	委員	伊井 希志子
	委員	前田 小百合
	委員	大川 康德

総合教育会議 席次表



学校整備・ 支援担当部 長	教育政策 担当部長	教育委員会 事務局次長	渡辺 副区長	白垣 副区長	総務部長	総務課長
教育相談担当 課長	済美教育セン ター統括指導 主事	済美教育セン ター統括指導 主事	済美教育セン ター所長	庶務課長	子ども家庭 部長	
学校整備 課長	特別支援教 育課長	学務課長	学校支援課 長	児童青少年 課長		

総合教育会議説明員一覧

資料3

	役職等	氏名
区長部局	副区長	わたなべ 幸一 渡 辺
	副区長	しらがき 学 白 垣
	総務部長	やまだ たかし 山 田 隆
	子ども家庭部長	まつざわ さとし 松 沢 智
	子ども家庭部児童青少年課長 教育委員会事務局副参事（子どもの居場所づくり担当）（兼務）	たかくら さとし 高 倉 智 史
	総務部総務課長 総務部コンプライアンス推進担当課長（兼務）	あきよし せいご 秋 吉 誠 吾
教育委員会事務局	教育委員会事務局次長 生涯学習担当部長（兼務）	おかもと かつみ 岡 本 勝 実
	教育政策担当部長 教育人事企画課長（事務取扱）	まつ お しょう 松 尾 了
	学校整備・支援担当部長	たかやま やすし 高 山 靖
	教育委員会事務局参事 庶務課長（事務取扱） 学校ICT担当課長（事務取扱）	わたなべ ひでのり 渡 邊 秀 則
	学務課長	もり れいこ 森 令 子
	特別支援教育課長 就学前教育支援センター所長（兼務）	かわ い よしと 河 合 義 人
	学校整備課長	やすかわ たかひろ 安 川 卓 弘
	学校支援課長	なかそね さとし 中 曾 根 聡
	教育委員会事務局参事 済美教育センター所長（事務取扱）	ふるばやし かえみ 古 林 香 苗
	済美教育センター 統括指導主事	かとう のりゆき 加 藤 則 之
	済美教育センター 統括指導主事	しみず りえ 清 水 里 恵
	済美教育センター 教育相談担当課長	はんのだ さとし 半 野 田 聡

杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会の報告による再発防止の取組

資料 4

▼杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会報告書
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s107/news/17611.html>

★ 令和7年度の主な再発防止の取組

要因分析（必要な改善点）	主な再発防止策
● 学校問題発生時の一元的な情報管理体制の整備及び情報連携等	□ 学校問題の相談・支援体制の強化 ・相談機能の拡充と学校対応支援組織（学校問題対応支援係愛称：CEDAR^{センター}）の新設 □ リスクマネジメント研修の実施 □ 区長部局と事務局及びセンターとの連携強化
● 規範意識の向上及び組織管理機能の向上	□ 事務局及びセンター等職員の研修実施 □ 組織風土に係る職員の意識調査 □ 教育職の業務整理 □ 区の統合内部情報システムの学校への導入
● 内部告発への対応・ハラスメント対応の仕組み整備	□ ハラスメント防止対策の強化 □ 会計年度任用職員の適正な配置及び人事異動の仕組み
● 教育委員会事務局及び済美教育センターの組織の見直し	□ センターの機能の一部本庁舎への移転
● 学校の施設管理等の強化	□ 校庭の安全管理等の充実 □ 防犯カメラの点検

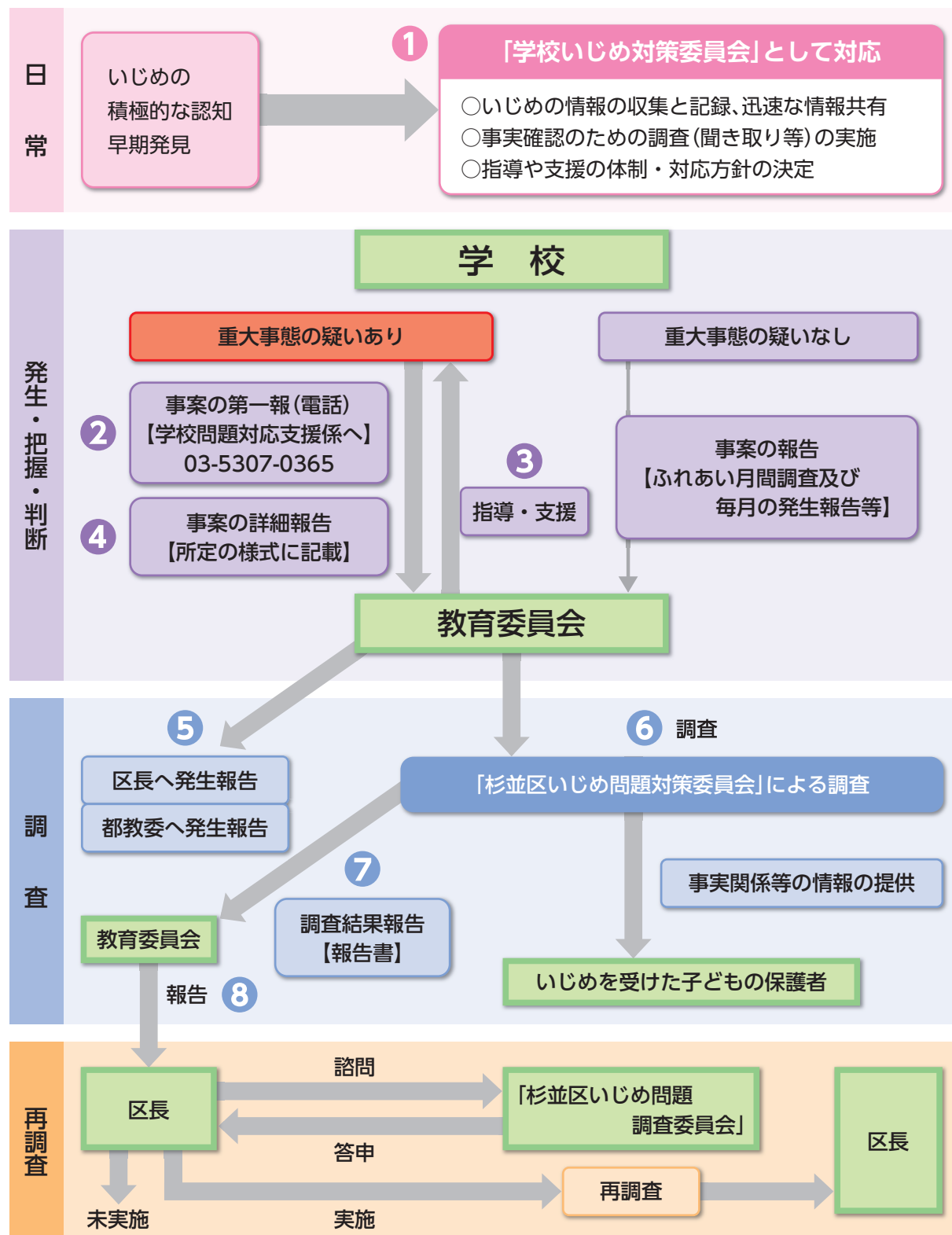
★ 今後の取組（中長期的な対応）

- 教育行政の更なる充実を図るため、教育委員会等の組織改編の検討（研修機能に特化したセンターのあり方等）
- 「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価」により、学識経験者の意見を踏まえ再発防止策の点検・評価

4 いじめの重大事態発生時の対応

【重大事態】とは……

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
欠席日数年間30日が目安。連続した欠席の場合は30日に達しなくとも迅速に対応
- ※いずれか1つでも該当すると重大事態となる。
※子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあったときも対応



杉並区立学校

いじめ対応 リーフレット

令和7年4月



1 子どもを見つめる ～教職員向けチェックリストの活用～

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次の視点から子どもを見つめ、「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、様々なチャネルからの情報収集を行うとともに組織的に取り組むことが大切です。

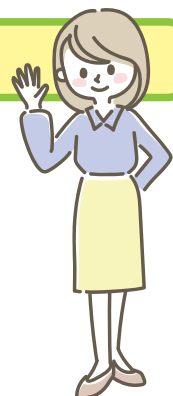
1 表情・態度	
☐ 笑顔がなく、沈んでいる。	☐ ぼんやりとしていることが多い。
☐ 視線をそらし、合わそうとしない。	☐ わざとらしくはしゃいでいる。
☐ 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。	☐ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
☐ 感情の起伏が激しい。	☐ いつも一人ぼっちである。
2 身体・服装	
☐ 身体に原因が不明の傷などがある。	☐ けがの原因を聞いても曖昧に答える。
☐ 顔色が悪く、活気がない。	☐ 登校時に、体の不調を訴える。
☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。	☐ ボタンが外れていたり、ポケットが破けたりしている。
☐ シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。	☐ 服に靴の跡が付いている。
3 持ち物・金銭	
☐ 鞆や筆箱等が隠される。	☐ ノートや教科書に落書きがある。
☐ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。	☐ 作品や掲示物にいたずらされる。
☐ 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。	☐ 必要以上のお金を持っている。
4 言葉・言動	
☐ 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。	☐ 他の子どもから言葉掛けをされない。
☐ 一人でいたり、泣いていたりする。	☐ 教室に遅れて入ってくる。
☐ 忘れ物が急に多くなる。	☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。
☐ すぐに保健室に行きたがる。	☐ 職員室や保健室の前でうろうろしている。
☐ 休み時間に校庭に出たがらない。	☐ 家から金品を持ち出す。
☐ 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。	
5 遊び・友人関係	
☐ 遊びの中に入っていない。	☐ 笑われたり冷やかされたりする。
☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。	☐ グループでの作業の仲間に入っていない。
☐ 特定のグループと常に行動を共にしている。	☐ よくけんかをする。
☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。	
☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。	
☐ 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。	
6 教職員との関係	
☐ 教職員と目線を合わせない。	☐ 教職員との会話を避ける。
☐ 教職員と関わろうとせず、避ける。	

【いじめ総合対策【第2次・一部改定】(令和3年2月東京都教育委員会) 上巻 P94】より

2 いじめを知る ～定義に基づく確実ないじめの認知～

- 「いじめ」かどうかは、いじめを受けた子どもの側に立って判断します。
いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義

- ・行為をした者(A)も、行為を受けた者(B)も児童生徒であること
- ・AとBの間に一定の人間関係があること
- ・Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- ・当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



現行の法による「いじめ」は、行為を受けた子どもの「主観」が全てです。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じていれば「いじめ」です。

3 いじめの対応 ～いじめの発見から対応まで～

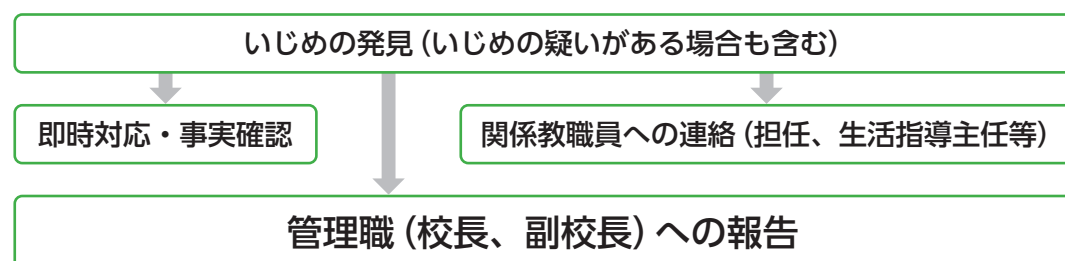
(1) いじめの発見(いじめの疑いがある場合を含む)

- 子どもからの訴え・報告
- 保護者からの訴え・報告
- 教職員の気づき
- 同僚教職員からの報告
- 「いじめアンケート」の内容
- 地域からの情報

※「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から、事実を正確・簡潔明瞭に記録し保管する。

(2) 管理職への報告

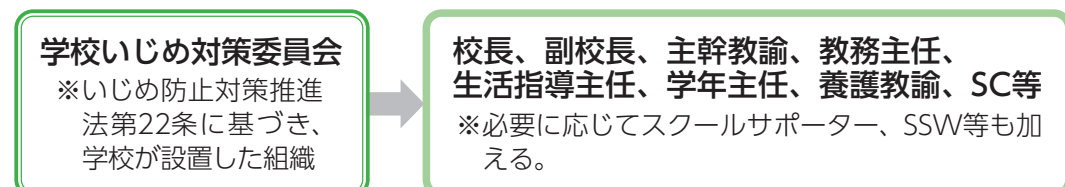
いじめ(いじめの疑いがある場合も含む)を発見したら、速やかに管理職(校長、副校長)へ報告する。



※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、速やかに管理職(校長、副校長)へ確実に報告・相談する。

(3) 学校いじめ対策委員会の開催

校長は、いじめの発見後、「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。そのメンバーには学校のスクールカウンセラーを必ず加え、その役割を明らかにしておく。発生したいじめの実態・緊急性に応じて、スクールソーシャルワーカー等の必要な人選を行う。



※「学校いじめ対策委員会」を開催した際には、必ず議事録を作成する。

(4) 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手だてを「学校いじめ対策委員会」で協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

ア 対応方針

- 緊急性(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度)を確認し、子どもの安全を最優先とする。
- 対応方針(いつ、だれが、どのように対応するのか)を決め、全教職員に周知する。
その際、留意すべきことを確認する。

イ 事実関係の整理

- すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- 関係者への聞き取りは複数の教職員で、被害・加害・関係する子どもを個別に、可能な限り同時進行で行う。 ※「事実確認」と「指導」を明確に区別する。
- 聞き取った情報(発生日時、場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 役割分担

- いじめを受けた子どもからの聞き取り調査と支援(複数対応)
- いじめを行った子どもからの聞き取り調査と指導(複数対応)
- 傍観したり周囲にいたりした子どもと、学級や学年等の集団全体への指導
- 必要に応じて特別支援教育校内委員会等、校内の他の組織との連携
- 保護者への報告及び対応

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

- 教育人事・指導課 学校問題対応支援係への報告
- 関係諸機関(杉並区内警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、学校法律相談担当弁護士等)への連絡

オ 教育委員会による、いじめを行った子どもへの出席停止措置

区教育委員会は、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った子どもの出席停止を命じることができる。この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講じるものである。

(5) 定期的・継続的な経過観察・確認の実施

ア 解消の確認

- ①相当の期間(少なくとも3か月)いじめに係る行為が止んでいること
- ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

イ 経過観察

いじめが解決した後も、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの人間関係を継続して観察する。

ウ 定期的な確認

- スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた子どもへの配慮
- 学校いじめ対策委員会等を活用した、関係の子どもについての情報交換

③ 知ってほしい

杉並区はこんな取組を行います



子どもの権利をもっと
みんなに知ってもらいたい!

対象年齢に合わせた普及啓発
子どもに関わる大人への研修の実施

例：対象年齢別リーフレットの作成、区内学校への出前授業等

子どもだって意見が
言いたい!

年齢や発達に応じた、意見を表す機会の確保

例：子どもワークショップの開催等

子どもの権利って
ほんとに守られてるの?

子どもの権利の保障に関する施策を推進するための
仕組み、施策の実施状況の検証

例：子どもの権利に関する取組を計画に定めて、実施状況を検証する。
取組を決める際や、検証の際には子ども及び子ども・子育て会議の意見を聴く等

親や学校に相談でき
ないことがある。

子どもにとって最も善い解決方法について一緒に考え、
問題の解決に向けた支援等を行う

「子どもの権利相談・救済機関」の設置 → 知ってほしい④参照

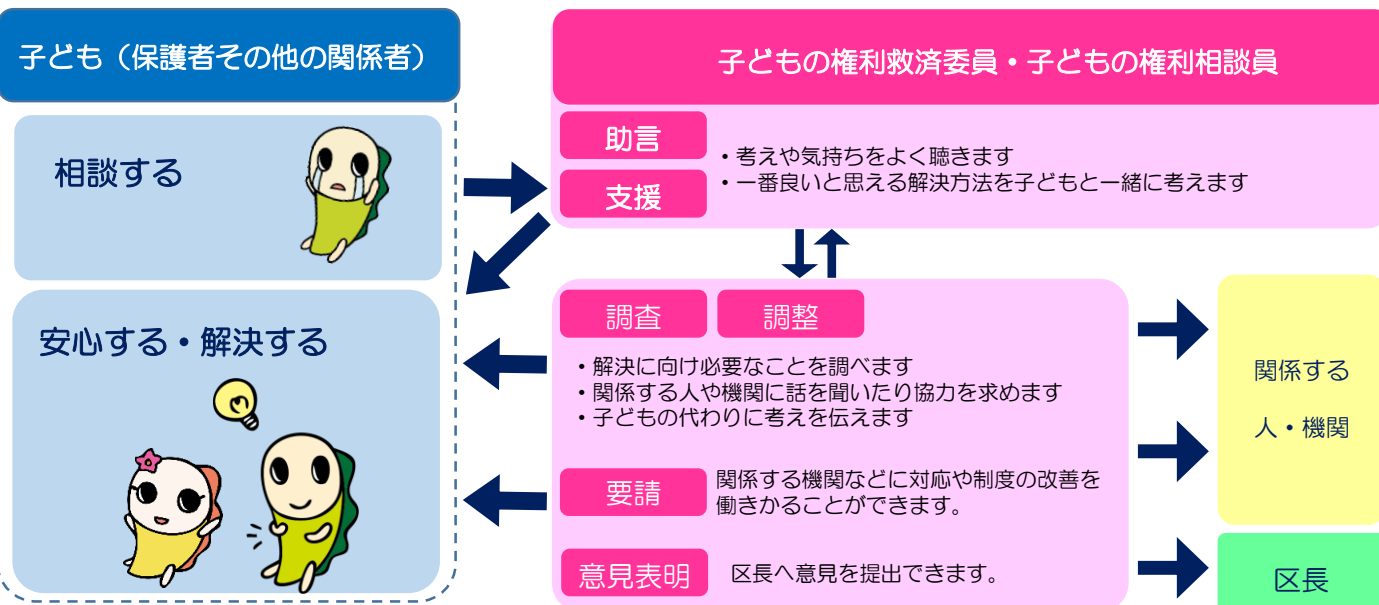
例：子どもの権利について相談・助言・支援
子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整、要請等

④ 知ってほしい

子どもの権利相談・救済の仕組み



子どもが抱える悩みを解決するために、子どもの権利相談・救済機関を設置します。



「杉並区の子どもの権利に関する取組」について
くわしくはこちら ▶



「杉並区子どもの権利に関する条例」ができました！

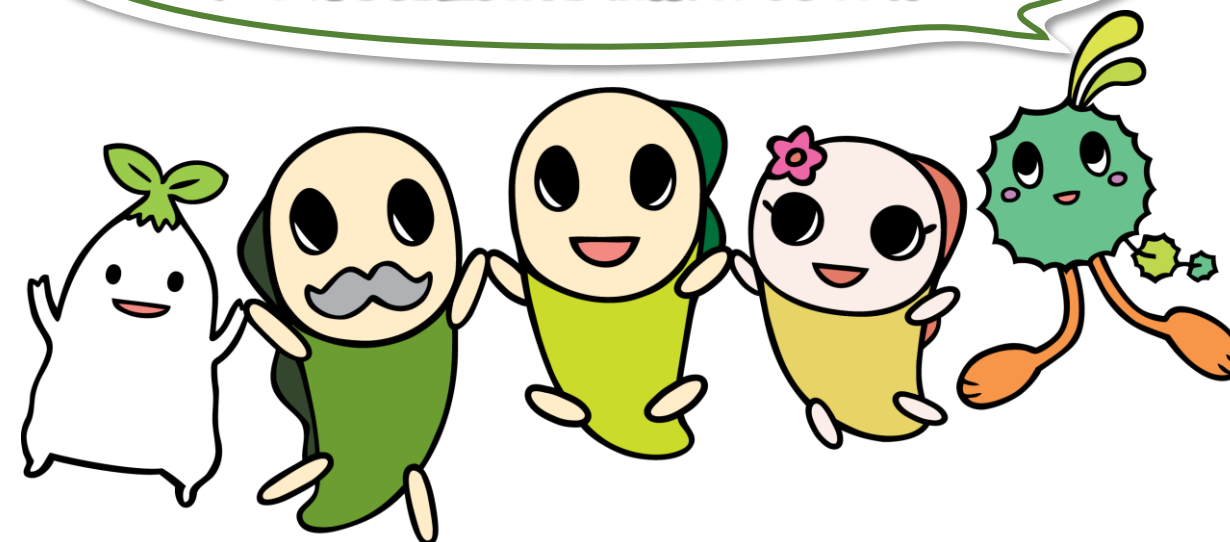
杉並区子ども家庭部子ども政策担当課 令和7(2025)年4月 発行

『杉並区子どもの権利に関する条例』 ができました！

令和7(2025)年4月スタート

「子どもの権利」ってなあに？

子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、
すべての子どもが生まれながらに持っているものです。



条例には、こんな思いがこめられています

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重される、かけがえのない存在です。全ての子どもは、児童の権利に関する条約*に定められた権利が保障されています。この子どもの権利は、何かと引き換えに保障されるものではありません。

子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

*子どもの権利条約

～杉並区子どもの権利に関する条例の前文より～

『杉並区子どもの権利に関する条例』 ～すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちを目指して～

なぜ「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定したの？

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの権利を保障するためです。

国の動き

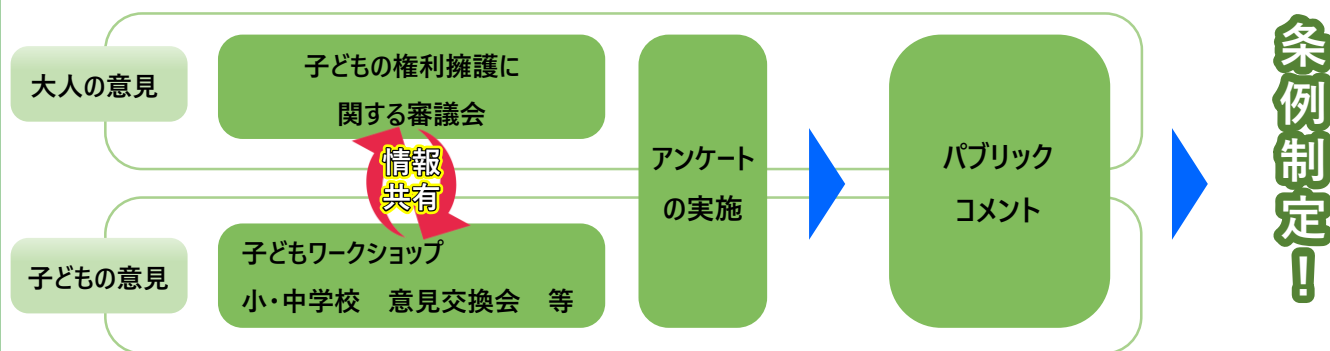
- ◆ 日本における「子どもの権利条約*」の批准(平成 6 (1994)年)
*平成元(1989)年に国際連合で採択された、世界中すべての子どもたちが持つ権利を守るための国際的な約束
- ◆ 「こども基本法」の制定(令和 5 (2023)年)
日本国憲法および子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定められた法律

子どもを取り巻く状況

子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさや、いじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももあり、子どもの権利が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。このような背景から、子どもの権利を、等しく保障するために条例を制定しました。

この条例を作りあげるまでには、子どもから大人までの幅広い年代の方々が関わり、その意見が反映されています。

条例制定までの経過



この条例の目的は？

子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を実現することです。

子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、杉並区や保護者、子ども関係施設、区民、事業者の責務等を明らかにし、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めます。

これらの条例の目的を実現するために、杉並区の皆さんに知ってほしいことが4つ



知ってほしい①

大切な子どもの権利

あらゆる場面で子どもの権利を保障します。

子どもの権利条約における一般原則*の趣旨をより分かりやすく、子どもの権利に関する基本的な考え方（基本理念）*として定めたうえで、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。

*「子どもの権利条約」一般原則

- 全ての子どもについて
- 差別的取扱いを受けることがないようにすること
 - 最善の利益を考慮すること
 - 健やかな成長が図られること
 - 意見を尊重すること

- 子どもは、
- どんなときでも、差別的取扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
 - 自分に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。
 - 常に命を大切にされ、成長及び発達が保障されます。
 - あらゆる場面で、年齢及び発達の程度に応じて、その思い、考え、意見を表すことができ、これらが尊重されます。

安心して生きる権利



- ・生命と健康が大切にされます。
- ・人格が尊重され、愛されます。
- ・秘密やプライバシーが守られ、安心できる居場所を確保できます。

自分らしく生きる権利



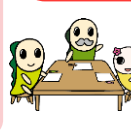
- ・一人ひとりが個人として尊重されます。
- ・興味や関心があることに取り組むことができます。

育つ権利



- ・健やかに成長・発達するために、多様で適切な学びと遊びの機会が確保されます。
- ・十分に休息することができます。

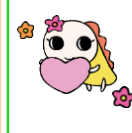
意見を聴かれる権利



- ・必要な情報を得て、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。
- ・多様な社会的活動に参画できます。

意見には、自分の思いや考えを含みます

守られる権利



- ・暴力、虐待、いじめ、体罰などの、心や体に有害な影響を与える言動から守られます。
- ・暴力などを受けたときに、適切かつ迅速に支援及び救済を受けることができます。

個別の必要に応じて支援を受ける権利



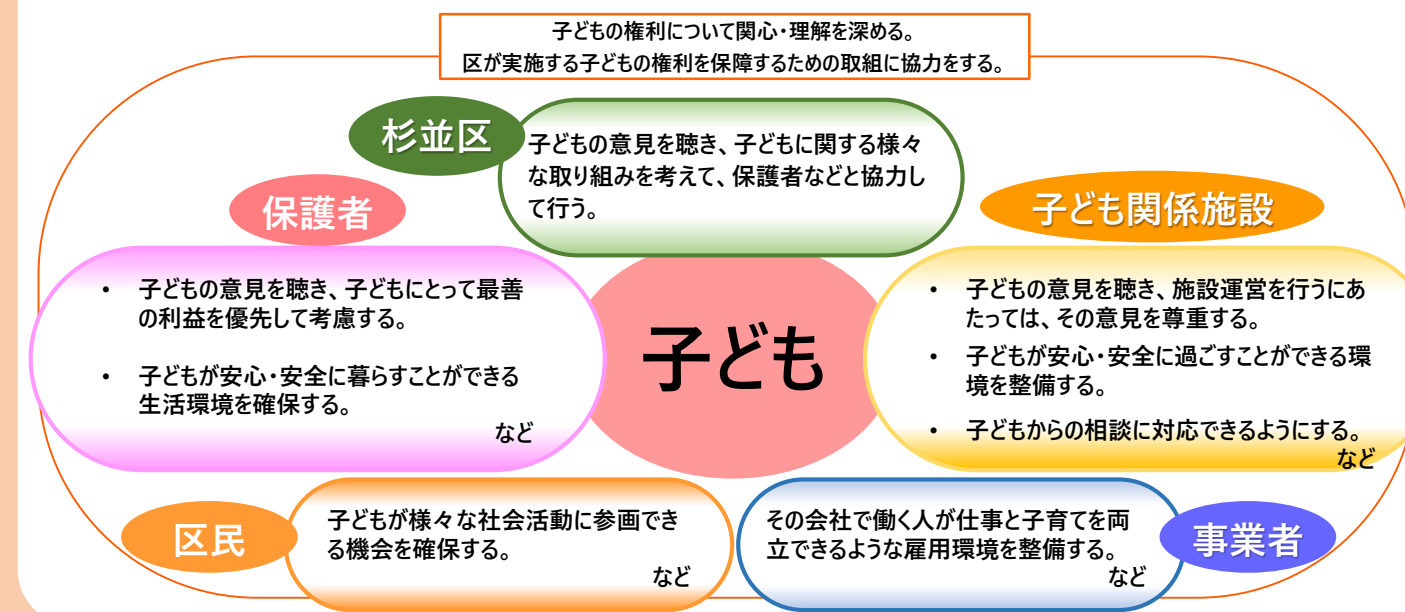
- ・子どもや家族の国籍、性別等により差別されず、その置かれている状況に応じ必要な支援を受けることができます。

※上記6つの権利は、子どもの権利条約に書かれた権利の趣旨を踏まえた表現になっており、条約で規定されている権利をあえて限定したり、新たな権利として示したりするものではありません。

知ってほしい②

子どもを取り巻く大人の役割

それぞれの役割を明確に定めることで、子どもの権利を保障します。





杉並区子どもの居場所づくり基本方針 概要版



※ は、素案に対していただいた意見等を踏まえ修正した箇所

※ は、案に対していただいた意見等を踏まえ修正した箇所

第1章 はじめに

＜基本方針策定の趣旨・背景＞

- 区では、昭和40年代から平成にかけて概ね小学校区に1館整備してきた児童館や平成9年（1997年）に整備した児童青少年センターの運営を通じて、子どもの居場所を展開してきました。また、平成26年度（2014年度）以降は、「児童館の再編整備の取組」を中心に、子どもの居場所づくりを進めてきました。
- しかし、児童館の廃止を伴う児童館再編の取組には、様々なご意見があったことから、令和4年（2022年）10月、原則としてこの取組を一旦休止し、改めて児童館再編の取組の検証を行うこととしました。
- 令和5年（2023年）9月に取りまとめた検証結果においては、児童館の基本的な機能・役割は、新たな居場所で概ね引き継がれているものの、学校になじめない子どもへの対応をはじめ様々な課題があることや、学校内の居場所には見られない「児童館ならではの特性」があること等も確認できました。
- また、子どもの居場所を取り巻く状況は、共働き世帯の増加や少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、子どもの居場所に対するニーズが複雑・多様化しているほか、児童虐待や不登校件数の増加など、子どもが安心して過ごすことができる居場所のより一層の充実が求められています。
- こうした中で、国は、子どもの最善の利益等の基本理念を定め、地方自治体に対して、子ども施策に子どもの意見を反映させるための措置を義務付ける「こども基本法」を制定したほか、子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示す「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。
- 区の基本構想で定める子ども分野の将来像を実現するには、このような状況の変化を踏まえ、子どもの権利を保障し、当事者である子どもの声を聴きながら、従来の子ども対象の施設のみにとらわれることなく、また、地域住民をはじめとした多様な担い手の力も発揮してもらえるよう、より良い子どもの居場所のあり方を定めることが必要であることから、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定しました。

＜基本方針の位置付け＞

- 基本方針は、今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な視点、取組の方向性を提示するものであり、区の部門別計画や個別事業のうち、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして位置付け、基本方針に基づく取組の実施に当たっては、実行計画等で具体化を図ります。
- 杉並区基本構想の見直しや子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

＜対象とする子どもの範囲＞

- 歳から18歳までの子どもを対象とします。
- ※18歳以上の若者の居場所や支援のあり方に関しては、別途検討していきます。

＜子どもの居場所とは＞

（子どもの居場所の定義）

子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンライン含む）全般を指すものとします。（区の取組対象は、第3章＜第3章・第4章で区の取組の対象とする居場所の範囲＞のとおり。）

（子どもの意見聴取の結果から見えてきたこと）

当事者の子どものニーズを明らかにするため、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」「子どもワークショップ」を実施し、その結果から、以下のことが見えてきました。

- ・今後地域には、子どもが成長段階等に応じて、選択可能な多様な居場所が必要であること
- ・子ども専用の施設のほか、既存の地域資源である公園、集会施設などの一般区民施設を、子どもの視点から見直し、可能な範囲において、子どもの居場所として充実を図っていく必要があること
- ・子どもの居場所になり得ている民間活動に携わる者に対しても、居場所に求められる基本的な事項を遵守するよう、周知に努める必要があること など

＜子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること＞

- 子どもの居場所に関係するすべての大人が留意すべき視点を定めました。

- ・子どもの心身の安全が確保され、安心して過ごすことができる場とすること
- ・子どもの思い、考え、意見を尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを考えること
- ・子どもの品位を傷つけたり、身体的暴力、心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長や発達を支えること
- ・子どもは権利の主体であり、意見を聴かれる権利など子どもの権利について関心と理解を深めること

第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

＜第3章・第4章で区の取組の対象とする居場所の範囲＞

- 子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
児童館、放課後等居場所事業、校庭開放（遊びと憩いの場事業）、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザ など
- 子どもが利用する一般区民施設
公園、図書館、スポーツ施設、地域区民センター、コミュニティふらっと など
- 民間活動で区が補助等を行っている子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
つどいの広場、放課後等デイサービス

＜子どもの居場所づくりの理念＞

- （1）子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します
- （2）子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映します
- （3）子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します

＜子どもの居場所づくりを行う上での基本的な4つの視点＞

- 視点1 子どもの成長過程に応じた居場所づくりを進めます
- 視点2 子どもの居場所となっている一般区民施設を子どもの視点から見直します
- 視点3 個別のニーズに応じた居場所づくりを進めます
- 視点4 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進します

＜区の今後の取組の方向性＞

- （1）子どもの成長過程に応じた居場所づくり
①すべての子どもを対象にした居場所（児童館）
②小学生の居場所
③中・高校生の居場所
④乳幼児の居場所
- （2）公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実
- （3）個別のニーズに応じた居場所づくり

詳細は、「今後の取組の方向性」を参照

第4章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

＜多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進＞

- 区民や地域団体、民間事業者等の多様な担い手による子どもの居場所づくりや居場所の運営を支援していきます。

- ・公民連携プラットフォームを活用した取組の推進
- ・子ども食堂への支援の充実
- ・児童館を活用した多様な担い手による居場所づくりへの支援 など

＜子どもと居場所をつなぐ情報発信＞

- 居場所を必要とする子どもがその場所を知ることができ、容易にアクセスできるよう、子どもと居場所がつながる環境を整えます。

- ・居場所の特徴や対象年齢等の情報をまとめた「子どもの居場所マップ」の作成・周知
- ・子どもの居場所ネットワークでの情報共有と情報発信 など

＜子どもの居場所づくりの推進体制＞

- 基本方針に定める取組の実現に向けては、子どもの特性や成長過程に応じて、様々な部門が一丸となる必要があるため、組織横断的な連携を図りながら、子どもの居場所づくりの取組を進めます。
- 学校施設を活用した子どもの居場所づくりを進めるにあたっては、子ども家庭部門と教育部門がこれまでに増して連携できる推進体制を整えます。

＜子どもの権利保障の推進のための普及啓発＞

- すべての子どもの居場所において、子どもの権利が保障されるよう、子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

- ・子どもの居場所に従事する職員の育成による職員の資質向上
- ・子どもの居場所に関わる大人が子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等の作成、子どもの権利に関する出張講座等の実施

＜子どもの居場所ネットワーク＞

- 地域にある様々な居場所同士の連携を図り、子どもが必要とするときに居場所や関係機関につながることができる地域づくりを目指します。

- ・児童館を事務局とした、公民による子どもの居場所ネットワークの構築



子どもの居場所を充実していくよ！

杉並区子どもの居場所づくり基本方針 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり 今後の取組の方向性

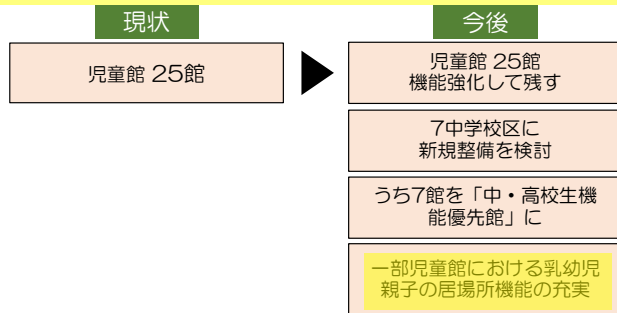
※ は、素案に対していただいた意見等を踏まえ修正した箇所
※ は、案に対していただいた意見等を踏まえ修正した箇所

(1) 子どもの成長過程に応じた居場所づくり

すべての子どもを対象にした居場所

児童館

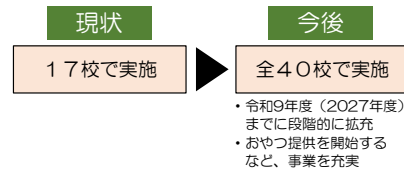
- これまでの児童館再編の考え方を見直し、**児童館を存置又は整備していきます。**
- 今ある25の児童館をすべて残し、**児童館の機能・役割を強化します。**
- 現時点で中学校区に児童館が無い地域（7中学校区）では、今後、他施設との併設や複合化を前提に、**新たな児童館の整備を検討します。**
- 児童館のうち7館（7地域に各1館）を「**中・高校生機能優先館**」に位置付け、中・高校生の居場所の充実を図ります。
- 近隣に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館2館で**日曜日開館を実施し、乳幼児親子の居場所の充実を図ります。**



小学生の居場所（主な取組項目）

放課後等居場所事業

- 令和9年度（2027年度）までに、**すべての小学校に段階的に拡充**していきます。
- 令和9年度（2027年度）の全校実施に合わせ、**諸室の利用拡大や、新たにおやつを提供を開始**するなど、事業の充実を図ります。



校庭開放（遊びと憩いの場事業）

- これまで、小学校内で放課後等居場所事業が実施された際は、日曜日・祝日の校庭開放を取り止める取扱いとしてきましたが、子どもや地域の声を踏まえ、**今後は、放課後等居場所事業が実施された場合でも日曜日・祝日の校庭開放を継続**していきます。
- 現在校庭開放を実施していない学校では、地域の実情等を踏まえ、実施方法を検討します。
- 校庭開放を実施している日時を区公式ホームページに掲載するなど、情報発信の強化を図ります。



学童クラブ

- 通所の安全面等を考慮し、引き続き、小学校内又は小学校近接地への整備を検討します。
- 放課後等居場所事業の拡充により、**成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校に整うこと**から、令和9年度（2027年度）から、**利用対象を見直します。**（原則1～3年生及び障害等のある児童）
- 学童クラブ大規模化の課題を踏まえ、**150人程度を目安として、その規模を超える場合は、2クラブ相当の職員配置**をするなど運営面での充実を図ります。



乳幼児の居場所（主な取組項目）

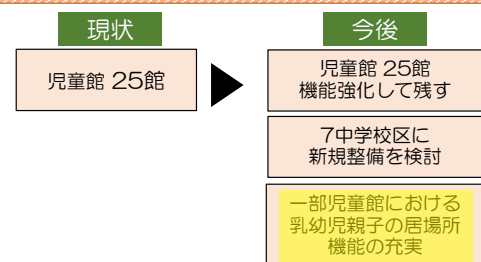
子ども・子育てプラザ

- 地域の子育て支援拠点として、乳幼児が遊びや体験に触れることができるイベントや保護者の子育てを支援するための講座・講習を充実していきます。
- また、必要な子育て支援サービスにつなぐ**利用者支援事業の充実**を図ります。



ゆうキッズ事業（児童館）

- 存置又は整備する児童館において、これまで実施してきた乳幼児親子向け事業（ゆうキッズ事業）を継続して実施していきます。
- 子ども・子育てプラザで培ったノウハウを取り入れ、乳幼児親子向けプログラムの充実を図ります。
- 近隣に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館2館で**日曜日開館を実施し、乳幼児親子の居場所の充実を図ります。**



(2) 公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

＜基本的な考え方＞

- 子どもが選択可能な多様な居場所を地域に増やしていくためには、子ども対象施設だけではなく、公園、図書館、集会施設、スポーツ施設といった既存の地域資源を活用する視点が必要不可欠です。
- 今回の意見聴取では、ボール遊びができる公園やスポーツ施設を求める声が多くあったほか、中・高校生を中心に、自習できるスペースの充実を求める意見が多く寄せられました。
- 今後、子どもの居場所の一翼を担っている公園等の施設において、今回多く見られた子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

公園

- ◎旧杉並第八小学校跡地への屋内球戯場の整備
- ◎球戯場の設置に向けた検討
- ◎公園の利用ルールの見直し
- ◎子どもプレーパーク事業の拡充

図書館

- ◎自習スペースの拡充
- ◎多目的ホールを活用した子ども向け無料開放の実施
- ◎乳幼児向けプログラムの充実

集会施設

- ◎共用スペースでの自習環境の充実
- ◎集会施設の空き室を活用した子ども向け無料開放の試行実施

スポーツ施設

- ◎体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充
- ◎体育館とプールの「一般使用」の子ども（未就学児、小・中学生、高校生世代）の利用料を無料化（7月～9月のプール除く）
- ◎体育館の会議室等の無料開放の実施

○上記に列挙した施設以外の一般区民施設やゆうゆう館においても、今後、子どもの意見を踏まえながら、活用可能な範囲において、子どもの居場所としての充実に取り組めます。

(3) 個別のニーズに応じた居場所づくり

＜基本的な考え方＞

- 児童館などは、すべての子どもが利用しやすい環境となるよう、居場所の充実を図っていきますが、一方で、子どもの個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりを進めることも大変重要な取組です。
- そのため、区では、以下の取組を行うことで、個別のニーズに応じた居場所づくりにも取り組んでいきます。

障害のある子どもを対象とした居場所

- ◎放課後等デイサービスの充実
- ◎障害児の中学生以降の居場所の整備

生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所

- ◎子どもの学習支援・居場所事業を区内3か所で実施するとともに、実施回数を拡充

要保護・要支援児童を対象とした居場所

- ◎子どもイブニングステイ事業の実施

不登校の状態にある子どもを対象とした居場所

- ◎さざんかステップアップ教室の継続実施
- ◎バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したオンラインの居場所の充実
- ◎区立小・中での校内別室指導支援事業の継続実施
- ◎学びの多様な学校の設置に向けた検討

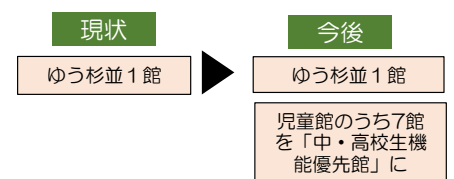
外国籍や外国につながる子どもを対象とした居場所

- ◎多文化共生拠点の整備に向けた取組
- ◎子ども日本語教室の充実に向けた検討

中・高校生の居場所（主な取組項目）

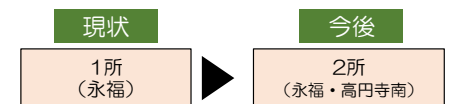
中・高校生機能優先児童館の整備

- 存置又は整備する児童館施設を活用し、**7地域に1館ずつ、中・高校生機能優先児童館を整備**します。
- 整備に当たっては、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、機能の詳細を検討し、令和9年度（2027年度）から順次、移行していきます。



コミュニティふらっとでの中・高校生の居場所事業

- 令和7年（2025年）4月開設予定のコミュニティふらっと高円寺南で、**中・高校生世代が予約なしで優先的に、ラウンジや多目的室等を使用できる曜日・時間帯**を設けます。



中学校部活動

- 部活動指導員の配置や民間事業者の活用をしながら、教員ではなく地域が主体となり指導・運営を行う部活動を実施します。
- 一部の中学校で、複数校の生徒が1つの拠点に集う「拠点校方式の合同部活動」を実施します。
- 地域との連携を模索し、多様な地域クラブ活動の確保に向けた方策を検討します。

